

いつかはあなたも !? 知っておこう 相続対策



CONTENTS

従業員やご家族が亡くなられたら

- ・ 相続をめぐる最近の状況
- ・ 従業員やご家族が亡くなられた時の手続き
- ・ 相続税について考えよう
- ・ 遺族年金について考えよう

その他

- ・ お仕事リスト
- ・ お仕事カレンダー
- ・ 開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ
税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
川人行政書士事務所
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187



今月の
テーマ

従業員やご家族が亡くなられたら

ご家族や従業員がお亡くなりになられた場合、労働保険、社会保険、税金関係でしておかなければならない手続きがいろいろあります。会社がすること、ご家族がすることがあり、提出先も複数で、亡くなられた方の状況により様々です。今月は、そのような手続きを整理します。また、知っておいてほしい相続対策についてもご説明します。



相続をめぐる最近の状況

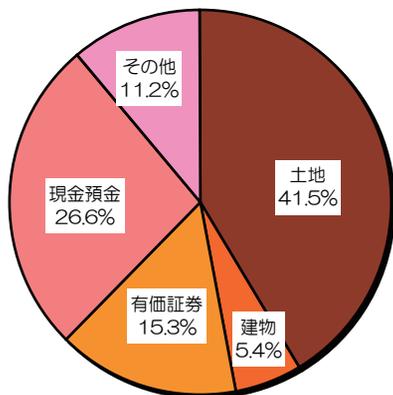
平成27年1月1日に相続税法が改正となり、新聞、雑誌などで相続についての話題が多く見られるようになってきました。相続は、誰しも一生のうちに最低でも1回は経験するものです。相続について、正しい知識を身につけ、いざというときに困らないようにしておきましょう。

まずは、相続に関係するデータを統計調査からみてみましょう。

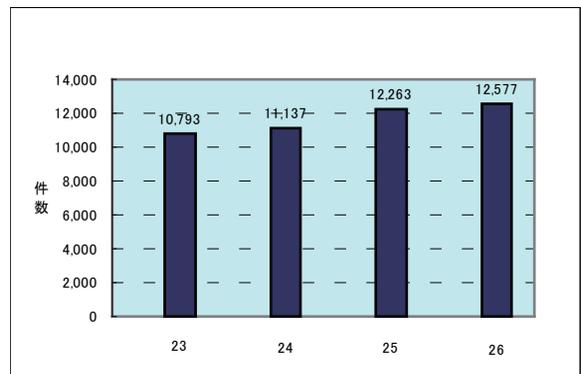
相続財産の中身は？

【図1】は最近の相続財産の内訳です。

相続財産のうち、約半分が「土地」「建物」といった不動産が占めています。この不動産については、生前のうちにどう分割するか十分な検討をしていない場合、遺族がもめてしまい、裁判所の調停にまで持ちこむケースが多くあります。



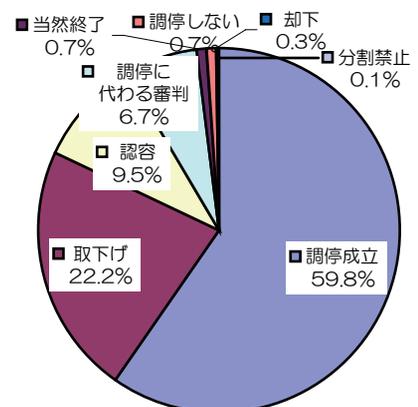
【図1】 相続財産の内訳
国税庁「平成26年分の相続税の申告の状況について」より



【図2】 遺産分割事件数 最高裁判所「司法統計」より

事件のうち、その終局をみると、【図3】のように、その遺産分割事件として申し立てられたもののうち、6.7%は調停不成立というかたちで、審判となっています。また、調停成立となったものを見て、その審理期間は6ヶ月～2年の期間が大部分を占めており、調停回数については、全体の29%が6～10回の調停を行ったという結果になっています。

この期間の長さや回数の多さからしても、調停後も当事者間に深い傷跡を残しているのではないのでしょうか。



【図3】 最高裁判所「司法統計」より

相続に関する紛争はどれくらい？

では毎年どれくらい、家庭裁判所で相続に関する事件を取り扱っているのでしょうか？

司法統計によると、家庭裁判所への相続関係の相談件数は、年間約17万件を超えています。年間の平均死亡者数は約140万人ですので、実に15%のケースが相談に持ち込まれていることとなります。

また、遺産分割事件の件数（家事調停・審判）は、年間約12,000件程度で推移しています。【図2】

気になる相続税の状況は？

お金持ちが払う、というイメージの強い相続税ですが、下の【表1】を見てください。平成25年中では死亡者数約**127万人**に対して、**5万4千人**に相続税の納付が発生しています。割合にすると、全体の4%程度強です。

現時点の情報では、平成25年時点までの状況しか分かりませんが、相続税法が改正になった平成27年からは、この4%が6%にまでアップすると言われています。

それでもあまりご自分は関係ないと思われるかもしれませんが、そんなことはありません。**相続税法の改正で、「多少余裕のあるご家庭」には相続税がかかってくる**のです。問題なのは、相続税の対象となるという認識があまりなく、何の対策や手立てをうっていない方が多いように思われることです。**一人当たりの相続税額の平均は、282万円**にもものぼります。相続税シミュレーションをし、相続税がかからないのならそれでよし、もしかかりそうなら、後になって後悔することのないように、相続税対策を急いで始めるべきでしょう。

税理士法人アクシスでは、相続税の無料シミュレーションを行っています。気になる方は、ぜひご相談ください。

【表1】相続税の課税状況 「国税庁統計年報書」より

年	死亡者数・課税件数			被相続人 1人あたり 課税価格 万円	被相続人 1人あたり 相続税額 万円
	①死亡者数 千人	②課税件数 千人	③課税割合 %		
22	1,197	50	4.2	20,972	2,356
23	1,253	52	4.1	20,843	2,427
24	1,256	53	4.2	20,490	2,367
25	1,268	54	4.3	21,385	2,824

遺族が受取る遺族年金の平均額は？

相続後に、遺族（妻）が受取る遺族年金はどれくらいあるのでしょうか？

種類	もらっている方（千人）	1人あたり平均額（千円）
遺族厚生年金	4,611	1,018

「日本の統計2015」より抜粋

上の表をみると、遺族厚生年金を受け取られている方の1人あたり平均額が、年間で100万を少し超えたくらいです。思ったほど多くないというのが実感ではないでしょうか。ここから、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、所得税、住民税などが天引きされますので、手取額はもっと少なくなります。遺族年金見込額のシミュレーションも社会保険労務士法人アクシスで受付しておりますので、気になる方はお気軽にご相談ください。



③ 遺族年金の請求

死亡した従業員が要件を満たしている場合、一定の遺族に遺族基礎年金や遺族厚生年金が支給されます。詳しくは、お近くの年金事務所にご相談ください。

提出書類	国民年金・厚生年金保険遺族給付裁定請求書
添付するもの	(1)年金手帳 (2)死亡診断書など (3)戸籍抄本など ※ 必要な添付書類は、場合により異なります。
いつまでに	死亡日の翌日から5年以内
どこへ	年金事務所

業務上の死亡の場合（会社がすること）

従業員が、不幸にも業務上の理由でお亡くなりになった場合は、業務外の死亡の場合の手続きに加えて、労災保険関係の手続き・申請があります。

▶ 労災保険

① 業務上の死亡報告

提出書類	労働者死傷病報告（書式は、労働基準監督署にあります）
いつまでに	遅滞なく
どこへ	労働基準監督署
※労災保険の手続きは、ご家族（ご遺族）が申請人となりますが、会社はできる限り手続きに協力して差し上げることがよいでしょう。	

業務上の死亡の場合（ご家族がすること）

▶ 労災保険

① 葬祭料の請求

業務上の理由により死亡した場合、葬祭料が支給されます（通勤災害の場合は葬祭給付）。支給金額は、31万5,000円+死亡した従業員の給付基礎日額の30日分または、死亡した従業員の給付基礎日額60日分のどちらか多いほうの金額が支給されます。

提出書類	労働者災害補償保険葬祭料請求書
添付するもの	死亡診断書など（必要な添付書類は、場合により異なります）
いつまでに	死亡日の翌日から2年以内
どこへ	労働基準監督署

② 遺族年金の請求

従業員の死亡した原因が業務上のものによる場合には遺族補償給付が、通勤途中のものによる場合は遺族給付が支給されます。

これらの年金と同じ事由により遺族基礎年金や遺族厚生年金が支給される場合、労災保険から支給される遺族年金は一定の割合で併給調整（減額）されます。

提出書類	業務災害：遺族補償年金支給請求書 通勤災害：遺族年金支給請求書
添付するもの	(1)戸籍謄本 (2)死亡診断書など ※ 必要な添付書類は、場合により異なります。
いつまでに	死亡日の翌日から5年以内
どこへ	労働基準監督署

従業員やご家族が亡くなられた時の手続き

業務外の死亡の場合（会社がすること）

▶ 雇用保険

① 雇用保険被保険者資格喪失手続き

提出書類	雇用保険被保険者資格喪失届
いつまでに	死亡の翌日から10日以内に
どこへ	ハローワーク

▶ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）

② 健康保険・厚生年金保険の資格喪失手続き

提出書類	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
添付するもの	(1)健康保険被保険者証（本人・被扶養者分） (2)健康保険被保険者証回収不能・滅失届 （保険証を回収できない場合）
いつまでに	死亡日の翌日から5日以内に
どこへ	年金事務所

▶ その他

③ まだ支払っていない給料がある場合は給料の支給

④ 退職金がある場合は、退職金の支給

⑤ 源泉徴収票の発行

提出書類	給与所得の源泉徴収票
いつまでに	翌年1月31日までに
どこへ	納税地を管轄する税務署

⑥ 退職金支払いの申告（退職金がある場合）

提出書類	退職金等受給者別支払調書
いつまでに	支払った月の翌月15日
どこへ	納税地を管轄する税務署

⑦ 住民税関係の届出

提出書類	特別徴収に係る給与所得異動届出書
いつまでに	給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに
どこへ	納税義務を負う市区町村

業務外の死亡の場合（ご家族がすること）

▶ 健康保険

① 埋葬料の請求

埋葬を行った家族がいる場合、埋葬料が支給されます。支給金額は5万円です。

提出書類	被保険者埋葬料（費）支給申請書
添付するもの	(1)事業主の証明（申請書に証明する欄があります） (2)死亡診断書のコピーなど (3)住民票の写しなど（請求者が被扶養者でないとき、請求者と死亡者の名前が記載されているものが必要になります）
いつまでに	死亡日の翌日から2年以内
どこへ	協会けんぽ（全国健康保険協会）

② 埋葬費の請求

埋葬を行う家族がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬費が支給されます。支給額は5万円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用（霊柩車代、火葬代、僧侶への謝礼など）です。

提出書類	被保険者埋葬料（費）支給申請書
添付するもの	(1)事業主の証明（申請書に証明する欄があります） (2)死亡診断書のコピーなど (3)埋葬に要した費用の領収書と明細書
いつまでに	埋葬した日の翌日から2年以内
どこへ	協会けんぽ（全国健康保険協会）

相続税法改正の影響について

相続税法の改正が H27 年にありました。その項目の中で、基礎控除額の引き下げは約 20 年ぶりの改正であり大きな変更で、世間の注目を集めています。この基礎控除の引き下げにより、今まで相続税なんて・・・と思っていた人も、実は関係してくるかもしれません。

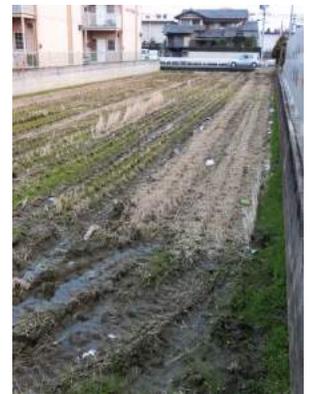
具体例で考えてみましょう。夫婦と子供 2 人の家族の場合に、夫に相続が発生した場合に基礎控除額は、

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (法定相続人)} = 4,800 \text{ 万円}$$

となります。つまり、夫の財産が 4,800 万円を超える場合には相続税の申告納税が必要になってきます。(H26 以前は、同じ条件だと 5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円でした)

徳島市内の市街地に農地を所有されている場合、仮に路線価 3 万円 / m² の場合は一反で約 3,000 万円の評価となる場合があります、これに自宅の土地建物や現金預金、株式の合計が 1,800 万円以上なら申告義務があるということになります。

市街地に農地を一反以上所有されている方は相続税の心配があるかもしれません・・・。



分割方法により納税額に大きい差

相続税は遺産の分割の方法により納税額が大きく変化します。

同じく夫婦と子供 2 人の家族で、夫に相続が発生し、遺産総額が 2 億円の場合をみてみましょう。

	妻が全て取得	妻と子供 1/2 ずつ取得	子供が全て取得
夫の相続時 (1次相続税)	540万円	1,350万円	2,700万円
妻の相続時 (2次相続税)	3,340万円	770万円	0万円
合計	3,880万円	2,120万円	2,700万円

↑ ↓
その差 1,760 万円!



夫の相続時に妻が全て取得した場合と妻と子供が 1/2 ずつ分けた場合とでは、2 次相続も含めて考えると 1,760 万円も差が生じてきます。分割の際には、2 次相続も含めて考えないと、結果大きな損をすることになります。これは、配偶者の税額軽減と遺産の金額によって税率が変わることによるものです。配偶者の税額軽減とは、遺産のうち、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の①と②の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。(適用要件として申告と分割ができていることが必要です。)

① 1 億 6,000 万円

② 配偶者の法定相続分相当額

✓左下の例で言えば、夫の相続時に配偶者である妻が全て取得した場合には、遺産総額の2億円に対する相続税総額2,700万円のうち、1億6,000万円に相当する相続税2,160万円が軽減され、実際の納税は540万円になります。1次相続税だけでみれば配偶者の税額軽減を最大限適用したほうが有利ですが、当然、妻に夫の財産が移りますので、将来の妻の相続時には相続税負担が多額となる結果となります。妻で相続税対策を検討することが前提であれば、この分割方法は良いでしょう。しかし、単純に1次相続税だけの節税で、この分割方法をとるのは不利といえるでしょう。また、分割は、金額だけではなく、その財産の種類についても考えることが必要です。

一般的に、土地等の不動産は名義変更の際に登録免許税や司法書士報酬等の登記費用がかかります。夫が所有していた土地を妻が相続し、将来、妻の相続時に子供に相続した場合には、その登記費用が単純に2回かかることとなりますが、夫の相続時に子供が相続すれば、その登記費用は1回で済むこととなります。

登記費用だけを考えると子供に不動産は相続したほうが有利といえますが、小規模宅地等の特例などが適用できない場合があるため、やはり、これも相続税と登記費用と合わせて考えていかないとなりません。

小規模宅地等の特例とは

小規模宅地等の特例とは、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額することができるものです。つまり、要件に該当すれば、相続税の負担が軽減される規定です。限度面積と減額割合はその宅地等の区分に応じて下の表のとおりとなります。

限度面積について、貸付事業用宅地等と他の区分を併用する場合は以下の調整計算が行われます。

(算式) $A \times 200/400 + B \times 200/330 + C \leq 200 \text{ m}^2$

A：特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等の面積の合計

B：特定居住用宅地等の面積の合計

C：貸付事業用宅地等の面積の合計

区分	限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	400m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等	400m ²	80%
特定居住用宅地等	330m ²	80%
貸付事業用宅地等	200m ²	50%

小規模宅地等の特例は、その区分ごと、取得者ごとに要件が異なります。例えば、特定居住用宅地等は配偶者が取得すれば適用可能だが、子供が取得すると適用できないケースがありますので注意が必要です。

このように、家族の構成や状況、遺産の種類等、個々人によって同じことではないので、その人その人に合わせた、最適な分割の仕方がありますので、分割についてはご相談いただけたらと思います。



税理士法人アクシスでは、相続税対策はもちろん、事前準備から申告まで、相続に関することは、専門スタッフが対応します。

お気軽にお電話ください。

電話 088-631-8119

遺族年金について考えよう

男性80.50歳 女性86.63歳 何の数字かわかるでしょうか？

これは日本人の男女の平均寿命です。(厚生労働省平成26年簡易生命表)

平均寿命からしても、夫よりも長生きする可能性が高い妻は、夫の死後、ご自分の生活をどう営むかを考えておくことが、老後の安心につながるでしょう。

ここでは、夫がなくなるときに受け取ることができる遺族年金についてご紹介していきます。

遺族年金の種類

亡くなった人が国民年金に加入していた自営業者のときは「遺族基礎年金」、厚生年金に加入していた役員や会社員なら「遺族基礎年金」に加え、「遺族厚生年金」を受け取ることができます。ただし、「遺族基礎年金」は、子どもが18歳なる年度末までしかもらえません。

ご夫婦ともにご高齢で、子どもさんはすでに成人されているときに、夫がお亡くなりになるケースが大半ですので、残されたご遺族の妻が受け取るのは「遺族厚生年金」のみです。

ここからは、「遺族厚生年金」にしぼってみたいと思います。

生計維持が要件

遺族厚生年金を受け取るには、さまざまな要件がありますが、その一つに「**死亡時点で、亡くなった人に生計維持をされていたこと**」というのがあります。

遺族厚生年金は、残されたご遺族の生活を保障する趣旨ですので、妻が生前、夫から独立して自らの収入で自らの生計をたてていたような場合は、そもそも対象とならないのです。

妻の収入制限

では、“自らの収入で自ら生計をたてていたような場合”というのは、具体的にはどういうことなのでしょう？

これは、役員報酬や年金収入、不動産収入など、**恒常的な収入すべてを合わせて原則850万円**が基準です。850万円以上だと、亡くなった方に生計維持されていたと認められず、遺族厚生年金を受け取ることもできません。

遺族厚生年金はいくらもらえる？

では、遺族厚生年金はいくらもらえるのでしょうか？具体例で見てみましょう。

【例1】 厚生年金期間30年の夫が死亡。遺族は専業主婦70歳の妻、子（成人）

【夫】 (死亡前の年金額)

年金額 月額16.1万円 (内訳 国民年金6.5万円 厚生年金9.6万円)

【妻】 (遺族)

年金額 月額5万円 (内訳 国民年金5万円 厚生年金なし)

妻が受け取れる遺族厚生年金は、

夫の老齢厚生年金 × 3 / 4 - (妻の厚生年金に相当する額)

※簡略化のため、夫の老齢厚生年金額の全額を報酬比例部分と仮定する。妻の生年月日による経過的寡婦加算は考慮しない。

(9.6万円 × 3 / 4) - (0円) = 7.2万円

夫の死後、妻は遺族厚生年金月7.2万円と自身の国民年金月5万円とをあわせて、月12.2万円の年金を受け取ることができます。

では、次のケースではどうでしょうか？

【例2】 厚生年金期間30年の夫が死亡。遺族は厚生年金期間20年の70歳妻、子（成人）

【夫】 (死亡前の年金額)

年金額 月額16.1万円 (内訳 国民年金6.5万円 厚生年金9.6万円)

【妻】 (遺族)

月額1.2万円 (内訳 国民年金5万円 厚生年金7万円)

【例1】 とほぼ同じケースのようですが、よく見ると、【例2】 の場合は、妻に厚生年金期間が20年あり、月7万円を受け取っています。

この場合はどうなるのでしょうか？計算の方法は、【例1】 と同じです。

夫の老齢厚生年金 × 3 / 4 - (妻の厚生年金に相当する額)

(9.6万円 × 3 / 4) - (7万円) = 0.2万円

妻自身が、厚生年金を月7万円受け取っていたことで、遺族厚生年金はたったの0.2万円になってしまいました。

このように、夫の生前の年金額が同じでも、妻の状況によって、受け取る遺族厚生年金の額は変わってしまいます。

ほかの人がこれだけもらった、と聞いて安心していただけなのに、実際は【例2】 のようなケースに該当し、ほんの少ししか遺族厚生年金がもらえなかった、というのはよくある話です。

老後に必要な生活費

生命保険文化センターが行った意識調査によると、ご夫婦2人の場合、1か月最低22万円、もしひとりある生活を送るのなら、平均35.4万円の生活費が必要とされています。夫に先立たれて、おひとりになった場合でも、この8割程度は必要になるでしょう。

これまで、多くの方の遺族年金の手続きや見込額のシミュレーションをさせていただきましたが、残念ながらこれだけの生活費を、年金だけで賄える方はいらっしやらないのが現状です。

お早めにシミュレーションをして、妻の老後に備えることが安心の第一歩です。もし、ご興味のある場合は、社会保険労務士法人アクシスまでお気軽にお問い合わせください。



お仕事リスト

3月



001 財産債務調書 提出



下の二つ要件のいずれにも該当する方は、3月15日までに、12月31日時点の財産の所在、有価証券の銘柄を含む財産の明細を記載した「財産債務調書」を提出しなければなりません。

- (1) 所得金額が2,000万円超
- (2) 12月31日の財産の合計額が3億円以上

(2)の要件は、今年の申告から追加されました。また、記載すべき事項も、財産の所在や有価証券の銘柄等まで範囲が拡大していますので、注意が必要です。



002 確定申告の税額の 延納の届出



確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき税額の1/2相当額以上を納期限までに納付することが条件です。つまり、延納申請できる税額は、納付すべき税額の1/2相当額未満となります。なお、納期限は3月15日、延納した場合は納付した年の5月31日です。



003 個人の青色申告の 承認申請



個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内に申請することができます。



004 所得税の 更正の請求



確定申告を提出し、申告期限後に計算の誤り等があるなど一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

- ・平成23年12月2日以後に、法定申告期限が到来する国税の場合
- (1) 通常申告・・・申告期限(3月15日)から5年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から5年以内



005 ふるさと納税 ワンストップ 特例手続き



確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」という仕組みが新たにできました。この特例を適用する場合は、住民税から控除が受けられます。

この適用を受けられるのは、ふるさと納税先の自治体数が、5団体以内の場合です。また、各ふるさと納税先の自治体に、「寄付金税額控除にかかる申告特例申請書」を郵送しなければなりません。提出期限は、寄付をした年の翌年の指定日時(H27年分はH28.1.10まで、H28年分は未定)です。



006 入社式の準備と 最終確認



いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のもれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆配布品は揃っていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？

2016年

3月

お仕事カレンダー



Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
	1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引 ●【無料】 人事労務相談会	5 先負 【終日営業】	6 仏滅 【休み】
7 大安	8 赤口	9 友引 ●18:00-21:00 第5期徳島元氣塾 ●一括有期事業開始届< 概算保険料160万円未満・ 請負金額18,000万円未満 の工事>	10 先負 ●2月分の源泉所得税・住 民税の納期限	11 仏滅 ●【無料】 年金相談会	12 大安 【休み】	13 赤口 【休み】
14 先勝	15 友引 ●27年分所得税確定申告 贈与税の申告 ●確定申告税額の延納の 届出書の提出 ●27年分所得税の総収入 金額報告書の提出 ●個人の青色申告の承認 申請 ●国外財産調書の提出	16 先負	17 仏滅	18 大安 ●【無料】 人事労務相談会	19 赤口 【休み】	20 先勝 【春分の日】 【休み】
21 友引 【振替休日】	22 先負	23 仏滅	24 大安 ●19:00-21:00 経営研究会	25 赤口 ●【無料】 年金相談会	26 先勝 【休み】	27 友引 【休み】
28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口 ●個人事業者の27年分消 費税等の確定申告 ●1月決算法人の確定申 告 ●7月決算法人の中間申 告 ●健康保険・厚生年金保 険料の納付 ●健保印紙受払等報告 書・雇保印紙保険料納付 (使用)状況報告書提出 ●有期事業概算保険料延 納額(4-7月分)納付			

開催セミナー

axis
税理士法人アクシス

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3-3
税理士法人アクシス 徳島本社
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

経営

2/10(水)・3/9(水)

18:00-21:00 (両日とも同時間)

徳島元気塾

大競争時代に入出した今、経営者はどう考え、どう動けばいいのか。商品政策は？財務対策は？組織対策は？経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

講師：革真塾チーフコンサルタント 井崎 貴富

経営

2/15(月)

13:30-15:30 事前にお申込ください

企業の持続的発展を目指す会計

財務会計の基本構造から決算書の活用方法まで、自社の経営状況を的確に把握するきっかけをつかんでいただけます。

講師：税理士法人アクシス
税理士 小島 晴美

年金

3/11(金)・3/25(金)

事前にお時間をご予約ください

年金無料相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手続きの方法や、年金額のシミュレーションなど、年金給付に関するあらゆる疑問にお答えします。
毎月第2・4金曜開催。

担当：社会保険労務士法人アクシス
社会保険労務士 山本 江美子

税務

2/8(月)・2/13(土)

13:00-14:30 (両日とも同時間)

確定申告無料相談会

確定申告の準備に大変な思いをされていませんか？MFクラウド確定申告を使って、楽に正確に確定申告ができる方法をお伝えします。

主催：税理士法人アクシス

労務

3/4(金)・3/18(金)

事前にお時間をご予約ください

人事労務無料相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する事など、人事労務に関する事をご相談ください。
毎月第1・3金曜開催。

担当：社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士 榎葉 稔

経営

2/25(木)・3/24(木)

経営研究会

経営者の皆さまにお集まりいただき、業種を超えて、交流・意見交換を行います。
毎月第4木曜開催。

担当：税理士法人アクシス
代表社員 税理士 川人 洋一